

令和元年第 1 1 回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和元年 1 1 月 2 9 日 (金) 午後 3 時 0 8 分
出席委員 (19名)	1 番 今吉 耕己      2 番 今川 芳信      3 番 二月田 努      4 番 間世田 恵 5 番 西代 秀子      6 番 岡村 勝敏      7 番 中村 優志      8 番 松下 さえ子 9 番 山之内 悟      10 番 中園 真一      11 番 長崎 恵里子      12 番 田代 一友 13 番 今吉 藤雄      14 番 笹峯 久雄      15 番 大山 茂美      16 番 今村 浩一 17 番 東鶴 昭雄      18 番 常盤 信一      19 番 梶島 睦夫
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作      グループ長 富久 亮二      サブリーダー 福田 智和 主 査 有村 真一      主 査 山下 良太      主任主事 長友 藍子 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第 5 条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について 8 「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

開会 1 5 時 0 8 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは第 1 1 回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は 1 9 名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は 3 番委員と 4 番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第 1 号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が 2 件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の 1 と 2 を 9 番委員。
9 番委員	1 番と 2 番と続けて報告いたします。まず 1 番です。届出地は広瀬郵便局の北西に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を 1 6 5 c m し、周囲は軽量ブロックとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。 次に 2 番を報告いたします。届出地は国分南中学校の北西に位置しており、現況は田である。利

	用変更目的は農業用倉庫99㎡を建設するものである。工事内容は盛土を45cmとし、左右ブロック積みとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、利用権設定29件の合計32件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が13件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆数12筆、面積20,015㎡、利用権設定29件、筆数57筆、面積90,176.67㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	なしという声がありましたので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転10件、贈与3件、使用貸借権1件の計14件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、牧園の10番は11月25日付けで取り下げ願いが出されておりますので、所有権移転は9件となり、合計13件について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。申請地はこがのもりコミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養

	<p>畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,357㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の2から5までを18番委員。
18番委員	<p>2番から5番まで一括して報告いたします。まず2番です。申請地は上之段地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は30,240㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に3番を報告いたします。申請地は上之段地区公民館の東側に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,706㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に4番です。申請地は上之段地区公民館の東側に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,706㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に5番を報告いたします。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の東側に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は18,805㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の6と7を1番委員。
1番委員	<p>6番を報告します。申請地は水尻公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は49,715㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に7番です。申請地は水尻公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,701㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の8を13番委員。
13番委員	8番を報告いたします。申請地は下有川公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所

	有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,390㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の9を17番委員。
17番委員	9番。申請地は床波活性化センターの南東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は55,869㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の11を11番委員。
11番委員	11番を報告いたします。申請地は鹿屋公民館の北東に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は14,835㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の12を7番委員。
7番委員	12番を報告いたします。申請地は霧島市水道部の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,254㎡で下限面積要件を満たしている。なお、申請地は、渡人、受人、受人の従兄弟の共有名義であり、現在まで受人が耕作しております。今回の申請は、渡人の持分のみを移転するというものです。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の13を8番委員。
8番委員	13番を報告いたします。申請地は医師会医療センターの東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉法人であり、社会福祉事業を行うにあたり本申請地において農業を行いたいとの申請である。当申請は3条の不許可の例外にあたるため、許可相当であると思われる。なお、農業機械は完備しており、権利取得後の耕作予定面積は6,116㎡であり下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の14を15番委員。
15番委員	14番を報告します。申請地は福山高校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は27,515㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。福山の1を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	1番を代読いたします。申出地は、福山町佳例川コミュニティセンターの北東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、ダチョウ飼育のための運動場と鳥小屋を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	はい。ダチョウは何羽くらい飼うのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	68羽を飼うとのことでした。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	場所はどのように使うのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	[図面をスクリーンに映し説明]
12番委員	周りに家はないのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	[周辺地図をスクリーンに映し説明]
議長（会長）	12番委員、よろしいですか。
12番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途区分変更1件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を10番委員。
10番委員	1番を報告いたします。申請地は浅谷公民館の西に位置し、現況は農業用倉庫である。なお、平成27年12月頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、福山の2を12番委員。
12番委員	2番を報告いたします。申請地は新原ふれあい広場の西に位置し、現況は畜舎及び運動場である。なお、昭和60年頃畜舎及び運動場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地と第1種農地に該当すると思われる。転用目的は畜舎1棟と運動場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、横川の3を6番委員。
6番委員	3番を報告いたします。申請地は霧島温泉駅の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。なお、近隣の耕作者からの同意も得ているとのことでした。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、12月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が19件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1と2を12番委員。
12番委員	1番から報告いたします。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に2番です。申請地は国分インターチェンジの西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分

	<p>は1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に溝辺の3と4を10番委員。
10番委員	<p>3番です。申請地は上桑ノ丸公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は駐車場・農業用倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,611㎡であり、普通車20台と農業用倉庫4棟を建設するため、相当な面積であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。なお、申請地内にある畑冠については、申請人の責任において土地改良区の指示に従い、畑冠の給水栓の移設を行うことが協議で整っております。</p> <p>続きまして、4番を報告します。申請地は今別府自治公民館の東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成28年10月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に霧島の5を11番委員。
11番委員	<p>5番を報告します。申請地は大窪公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上、報告します。</p>
議長（会長）	次に国分の6から8を9番委員。
9番委員	<p>6番から8番を続けて報告します。まず6番です。申請地は唐人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅5棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に7番です。申請地は広瀬郵便局の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に8番です。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の9を16番委員。

16番委員	9番を報告いたします。申請地は府中地区公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の10を18番委員。
18番委員	10番です。申請地は敷根地区コミュニティ広場の東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の11を1番委員。
1番委員	11番を報告します。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の12を14番委員。
14番委員	12番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の13と14を4番委員。
4番委員	13番と14番を続けて報告させていただきます。13番です。申請地は持松4区公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 次に14番を報告いたします。申請地は持松4区公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の15を11番委員。
11番委員	15番を報告いたします。申請地は中福良公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の16を5番委員。
5番委員	16番を報告します。申請地は納屋公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2



	種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に隼人の17を7番委員。
7番委員	17番を報告いたします。申請地は姫城公園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の18を8番委員。
8番委員	18番を報告いたします。申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸家2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に福山の19を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	19番を代読いたします。申請地は比曾木野地区コミュニティセンターの南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
1番委員	はい。
議長（会長）	1番委員
1番委員	溝辺の3番ですが、さきほど投影された図面を見て、歪な形状になっていたのですが、形状的にどうなのかなと思いました。申請地の上に※※さんの倉庫もあって、そこに倉庫と駐車場を作るべきではないかと思います。
議長（会長）	事務局
事務局	はい、申請地の上のほうが※※さんの農地となっております。今回の申請は、周囲に倉庫と駐車場を作り農地を囲むような形状となっております。
議長（会長）	はい、1番委員。
1番委員	駐車場が20台とのことで、従業員は20人いるのですか。
議長（会長）	事務局
事務局	はい、事業計画における駐車場20台の内訳としまして、従業員さんが10台、役員の方が2台、あと研修生の方が5台と業者関係の方用として3台の計20台となっています。
議長（会長）	ここで暫く休憩いたします。
	〔休憩〕
議長（会長）	休憩前に引き続き会議を再開いたします。ほかにご意見・後質疑はございませんか。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、12月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	次に、議案第7号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」を議題といたします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売の買受適格証明願（転用目的）が5件提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、農地法第5条の許可申請があった場合の取り扱いについても同時に審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1から5までを11番委員。
11番委員	1番から5番は申請地が同一場所であるため一括して報告します。申請地は、鹿児島第一高等学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については、全ての申請者ともに自己資金であるため問題はないと思われる。また、残高証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は全申請とも宅地分譲であり、1番、2番、3番、5番は宅地分譲4区画、4番は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。全体計画面積は1,077㎡であるため妥当であると思われる。申請は宅地造成のみであるが、都市計画の用途が定められた地域内の第1種中高層住居専用地域であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により転用はやむをえないと思われ、全申請者とも買受適格者であると思われる。以上報告します。
議長（会長）	調査委員の意見報告が終わりました。ただ今の意見について、ご意見、ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は買受適格者として「承認」することに決定いたしました。次に、落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合の取り扱いについて審議いたします。本日、買受適格者の審議が完了していることから、農地法第5条の許可申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いたしましょうか。
	〔「会長一任」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	会長に一任という意見がございましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、落札した買受適格者より、農地法第5条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに決定いたしました。

△ 議案第8号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	次に、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」についてを議題とします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴
--------	--

	う、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。まず、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	それでは議案第8号についてご説明いたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、田115筆、113,401㎡、畑85筆、87,509㎡、合計で200筆、200,910㎡となりました。この200筆につきましては、周囲の農地の集団性や農作業への影響は軽微であると考えられることから、農地法第2条第1項に該当しない旨判断しましたのでご審議をよろしく願いいたします。
議長（会長）	はい、只今、事務局からの説明が終わりました。只今の説明について、質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定については、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことについて、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、非農地とすることに決定いたしました。以上で、令和元年第11回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和元年第11回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 16時35分

3番

---

4番

---

19番

---